

令和5年度 事業評価シート

所属名	経済部 農水産課
-----	----------

1. 基本情報

事業名称	さわやか畜産総合展開事業費補助金	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市補助金等の交付に関する規則 船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱	
事業開始年月日	平成23年4月1日	
最終改正年月日	平成28年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	畜産農家から出る有益な家畜ふん尿を有機質資源として、高品質な堆肥化の推進と地元耕種農家への流通促進を図り、地域環境と調和の取れた耕畜連携による活力ある畜産農家の経営安定化を支援する。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	畜産農家が糞尿の適正処理として高品質な堆肥を生産し耕種農家に販売することに対し、販売額の30%を補助することで畜産経営の安定的な運営を支援するもの。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成11年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、畜産農家は糞尿処理施設を導入し堆肥生産を開始した。市内畜産農家が生産する高品質な堆肥の耕種農家への流通を促進するため下記の支援を開始した。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成11年 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行 平成14年 「畜産環境整備事業」を実施し、糞尿処理施設（堆肥生産に必要な堆肥盤等の整備）の導入を支援。以降、耕種農家（船橋市園芸協会員）を対象とした「地力増進対策整備事業費補助（市単）」の補助対象に市内畜産農家が生産する堆肥が含まれる 平成22年度 「地力増進対策整備事業費補助」を廃止、支援先を堆肥を生産する畜産農家に変更 平成23年度 「さわやか畜産総合展開事業」とし、船橋市畜産協会員が生産する堆肥に対し1,000m ³ を上限に1,000円/m ³ を補助 平成24年度 上限を2,000m ³ とし、1,000円/m ³ を補助に変更 平成28年度 販売額に対し30%以内を補助に変更	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	船橋市畜産協会（牛ふん7軒・鶏ふん1軒・馬ふん1軒）	販売額に対し30%以内

2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	1,500	1,500	1,300	1,000
	うち一般財源	1,500	1,500	1,300	1,000
	決算(見込)額	1,141	1,332	909	496
対象者数・ 交付件数など	販売量 (m ³)	1,673.00	2,018.00	1,534.67	1,068.25
	販売農家数 (軒)	97	111	83	—

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	年度末				
業務頻度 (年1回・月1回など)	4月、1月、2月、3月				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.3人工			
	従事者数	1人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	補助金の算定方法の見直し	現在は、畜産農家が糞尿の適正処理として堆肥を生産し耕種農家に販売することに対して、販売額の30%を補助しているが、堆肥の流通促進をより効果的に進めるために、補助金額の算定方法を見直す必要がある。	堆肥の流通促進をより効果的に行う補助金の仕組みの検討を行う。

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	補助金の算定方法の見直し	-	-